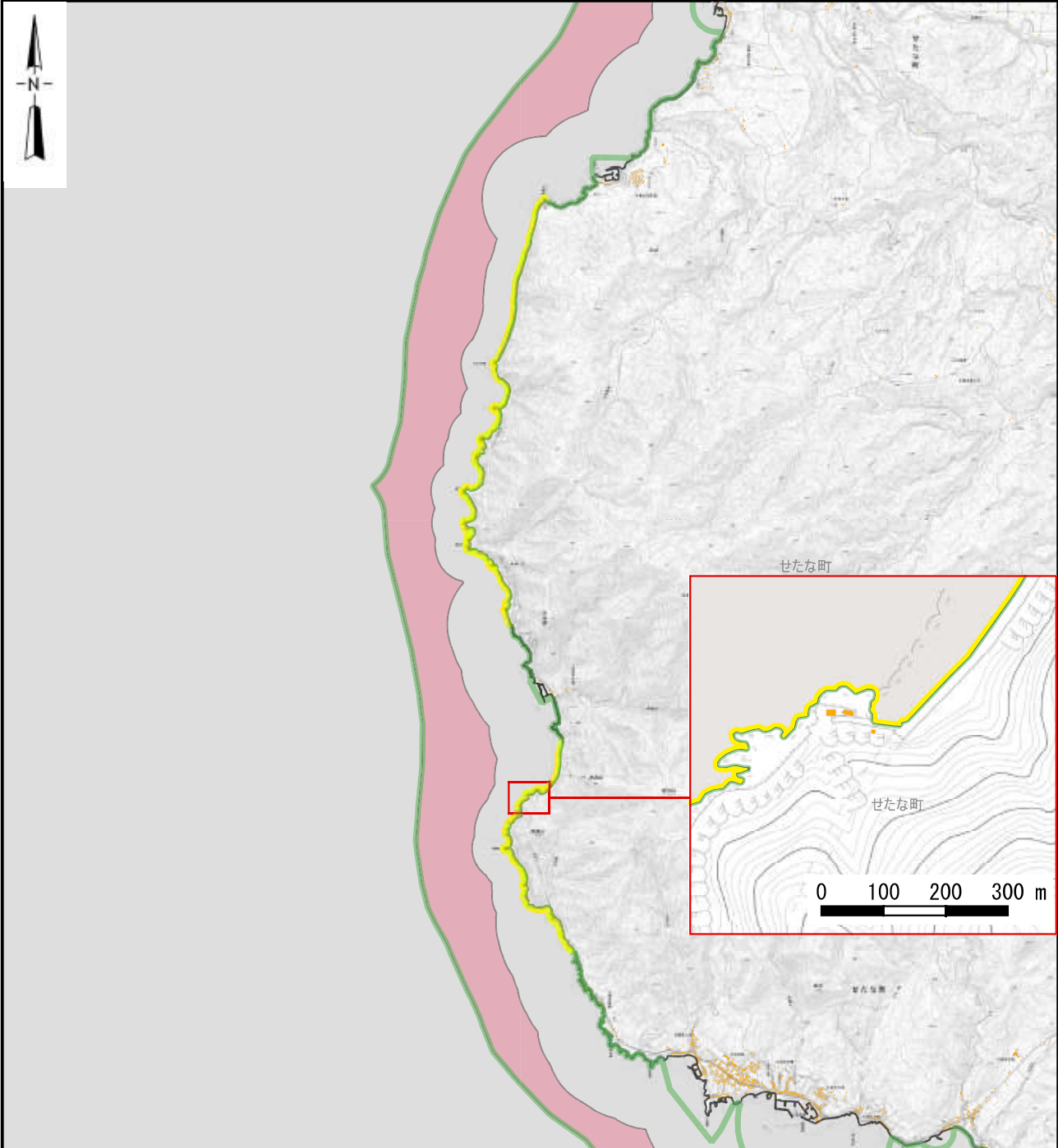




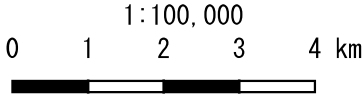


別紙1

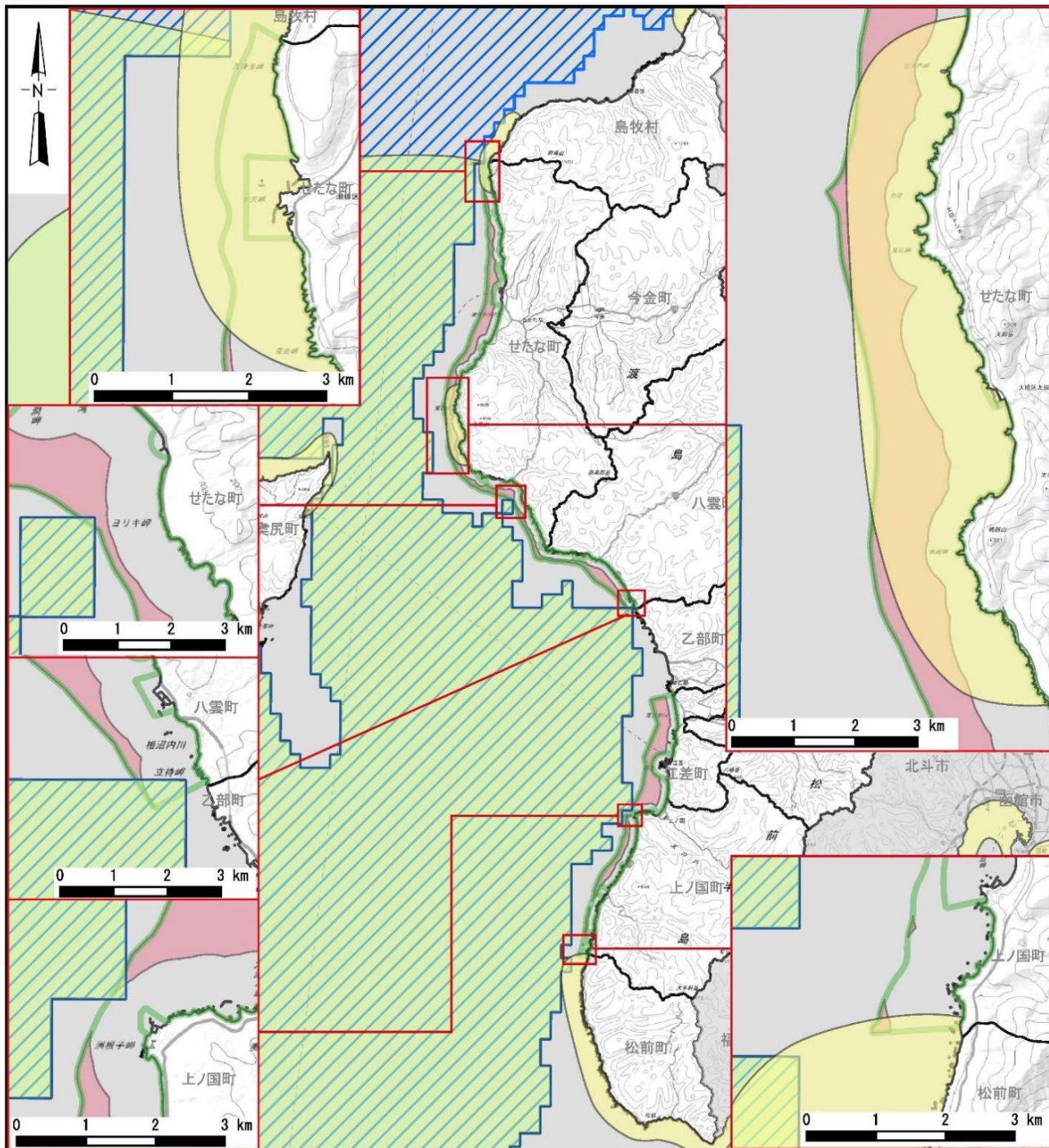


凡 例

-  事業実施想定区域
-  風力発電機設置区域
-  風力発電機設置区域を離岸距離500m以上とした範囲(海岸線)
-  住宅など

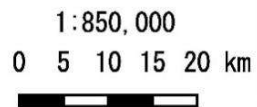


別紙2



凡例

- 事業実施想定区域
- 風力発電機設置区域
- 生物多様性の観点から重要度の高い海域(沿岸域)
- 生物多様性の観点から重要度の高い海域(沖合表層域)
- 生物多様性の観点から重要度の高い海域(沖合海底域)



別紙 3

1. せたな町再生可能エネルギーに係るゾーニング（令和5年2月）

(1) エリアの位置付け

3. ゾーニングマップの作成方法

3.2 エリアの考え方



- ゾーニングマップでは、「保全エリア」、「調整エリア」、「促進エリア」、「不適エリア」に区分した。
- 各区分の考え方を以下に示す。

■ 区分する各エリアの考え方

区分	考え方	再エネ施設の事業検討
保全 エリア	<ul style="list-style-type: none"> 法令等の指定から立地困難、または重大な環境影響が懸念されることにより、再生可能エネルギー施設（風車、太陽光発電設備）の立地は望ましくなく、環境保全を優先すべき範囲 	<ul style="list-style-type: none"> 不可
調整 エリア	<ul style="list-style-type: none"> 保全エリア以外の範囲で、風況、地形等による事業性がある範囲 再生可能エネルギー施設（風車、太陽光発電設備）の立地にあたっては、自然・社会環境へ配慮すべき事項が含まれ地域関係者や関係機関との調整が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 設置可能
促進 エリア	<ul style="list-style-type: none"> 保全エリア以外の範囲で、風況、地形等による事業性がある範囲 自然・社会環境への影響が小さいと想定され、再生可能エネルギー施設（風車、太陽光発電設備）の導入を促進しうるエリア 	
不適 エリア	<ul style="list-style-type: none"> 上記エリア以外の範囲（＝事業性がなく、再生可能エネルギー施設（風車、太陽光発電設備）の立地には適さないエリア） 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的には不可 ※詳細調査などにより事業性があると判断されれば、検討は可能

16

(2) 条件設定の考え方

5. 洋上風力発電に係るゾーニングマップ

5.1 洋上風力発電に係る条件の設定



(2) 各エリアの条件設定

- 洋上風力発電における「保全エリア」、「調整エリア」、「促進エリア」は、下表に示す各項目を満たす範囲とした。

■ 洋上風力発電におけるエリア条件

		項目	保全エリア	調整エリア	促進エリア
1	法令等指定地	自然公園	○	—	—
		特別保護地区、第1種特別区域	—	—	—
		第2、3種特別区域、普通地域	—	○	—
2	法令等指定地	水産資源保護法 河口規制区域(さけ・ます)	○	—	—
3		海岸保全区域	—	○	—
4		港湾区域	—	○	—
5		漁港区域	—	○	—
6		Neowins洋上風況マップ	—	—	6.5m/s以上の範囲
7	事業性	底質(岩盤)	—	○	—
8		住居、環境配慮施設等からの距離※1	0~450m	450m~1km	1km~
9	社会条件	海底障害物※2	0~472m	—	—
10		魚礁※2	0~472m	—	—
11		海底ケーブル※2	0~472m	—	—
12		海底波高計※2	—	0~472m	—
13		船舶航路(船舶通航量)	—	○	—
14		イカ釣り操業エリア	—	○	—
15		漁業	—	○	—
16	洋上風車による影響を受けやすい漁法 漁業権(定置漁業権・区画漁業権)	—	○	—	
17	自然条件	環境省 漁場分布図	—	○	—
18		生物多様性の観点から重要度の高い海域	—	○	—
19		マリンIBA	—	○	—

※1 住居、環境配慮施設からの距離は、風車中心位置からの水平距離として設定した。

※2 海域施設との離隔距離の設定は、想定する風車の倒壊影響距離を基に整理した(詳細は次頁を参照)。

30

別紙 4

1. 江差町再生可能エネルギーに係るゾーニング報告書（令和6年2月）

(1) エリアの位置付け

2. ゾーニングマップの作成方法



(3) ゾーニングマップ作成に当たっての基本事項

ゾーニングマップにおける各エリア区分の考え方は下表に示すとおりとした。

区分	考え方	再エネ施設の導入方針
保全 エリア	<ul style="list-style-type: none"> 法令等の指定から立地困難、または重大な環境影響が懸念されることにより、再生可能エネルギー施設（風力発電、太陽光発電設備）の立地は望ましくなく、環境保全を優先すべきエリア 	<ul style="list-style-type: none"> 不可
不適 エリア	<ul style="list-style-type: none"> 事業性等の観点から、再生可能エネルギー施設の立地には適さないエリア 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的には不可 ※詳細調査などにより事業性があると判断されれば、検討は可能
調整 エリア	<ul style="list-style-type: none"> 保全エリア以外の範囲で、風況、地形等による事業性があるエリア 再生可能エネルギー施設（風力発電、太陽光発電設備）の立地にあたっては、自然・社会環境へ配慮すべき事項が含まれ地域関係者や関係機関との調整が必要なエリア 	<ul style="list-style-type: none"> 設置可能
促進 エリア	<ul style="list-style-type: none"> 保全エリア以外の範囲で、風況、地形等による事業性があるエリア 自然・社会環境への影響が小さいと想定され、再生可能エネルギー施設（風車、太陽光発電設備）の導入を促進しうるエリア 	

(2) 条件設定の考え方

4. 洋上ゾーニングマップ及び環境配慮事項



(1) 洋上風力発電ゾーニングでの各エリアの条件設定

洋上風力発電における「保全エリア」、「不適エリア」、「調整エリア」、「促進エリア」は、下表に示す項目を対象とした。

項目		不適エリア	保全エリア	調整エリア	促進エリア	
1	事業性	風況	<6.5m/s	—	>6.5m/s	
2	条自然	藻場分布	—	—	該当範囲	
3		生物多様性の観点から重要度の高い海域	—	—	該当範囲	
4		マリンIBA（海鳥の重要生息地）	—	—	該当範囲	
5		住居、環境配慮施設等からの距離	—	<300m	<1,000m	>1,000m
6	社会条件	定期航路	—	<1,000m	—	
7		港湾区域及び漁港区域	—	—	該当範囲	
8		洋上風力発電施設による影響を受けやすい漁法	—	—	移動漁法	—
9		河口規制区域（さけ・ます）	—	該当範囲	—	—
10		道立自然公園	—	第2種特別地域	普通地域	—
11		海岸保全区域	—	—	該当範囲	—
12		漁業権（定置漁業権・区画漁業権）	—	該当範囲	<500m	—
13		魚礁	—	<200m	<700m	—
14		沈船	—	<200m	<700m	—
15		景観	—	協議区域内	—	—
16	—	底質（岩盤）	—	—	該当範囲	